屋久島のエコツーリズムをめぐる 自然保護と観光利用の均衡

朝格吉楽図・淺野 敏久

I はじめに

壮大な自然景観、細やかな生命の営み、そのような自然を目の当たりにすることができ、それを体感できる場として、また、そのような貴重な自然を後生に伝える使命を負った場として、世界各地にさまざまな自然公園¹⁾が設けられている。利用と保全という、一見相反するような目的を有する自然公園は、持続可能な利用²⁾という理念が掲げられるものの、現実には、利用と保全のバランスがうまく取れずに問題を抱えることが多い。さらに、利用や管理に関して、誰がその自然に対して権利を有するのか、学術的な価値を信奉する研究者や自然保護団体、地域活性化の資源としての利用を重視する国や地方自治体、生業やマイナーサブシステンス的な面で深い関わりをもつ住民、あるいは、その自然を、国民の財産、あるいは人類の遺産として享受したいと思う来訪者、このようなそれぞれに思惑の異なる人々の利害関係が錯綜する中で、自然公園の保全と利用は図られている。

ダーウィンが進化論の着想を得たことで有名なガラパゴス諸島は、1978年に世界自然遺産となるも、空港や島内道路、宿泊施設などのインフラが整備されると、世界中から観光者が訪れるようになり、環境破壊が深刻化した3)。厳しい保護制度がとられるものの問題は必ずしも解決されず、2007年には危機遺産4)に登録されてしまった。日本でも、これまで国立公園などの自然公園の開発や利用をめぐってさまざまな問題が生じてきた。1960-70年代の南アルプス、奥鬼怒地域のスーパー林道建設や、その後の大規模林道建設などをめぐる自然保護問題でも、林道建設が観光利用を想定したものであったため、観光開発と自然保護のありようが争点になった5)。尾瀬ヶ原・尾瀬沼、上高地、富士山などでは大量の登山者・観光者が訪れることが貴重な自然の破壊を引き起こしていると問題になっている6)。近年では、国内3箇所ある世界自然遺産、白神山地、屋久島、知床などをめぐって、保護と利用に関わる議論がしばしば提起される。特に、白神山地

は、林道建設に対する反対運動がきっかけになって国立公園でもなかった ブナの森が、森林生態系保全地域に指定され、さらに日本で最初の世界自 然遺産に登録されるに至った。開発から保全に180度、政策が転換されたた め、保護活動に関わった人たちや周辺の住民を困惑させ、自然公園の利用 をめぐるさまざまな議論が生まれてくる場所になった⁷⁾。知床でも公園の 利用・管理におけるアイヌの権利を問題視する研究もある8)。白神山地と 並んで日本で最初に世界遺産登録を受けた屋久島においても、世界遺産登 録後に観光者が着実に増え、その利用圧が環境に与える悪影響が問題視さ n^{9} 、また、混雑がもたらす観光者にとっての不利益も指摘されている n^{10} 。 自然公園では、まさにそこに存する自然こそが資源であり、利用という 場合には、多くは観光的な利用が想定される。そして、自然地域の資源を 賢く、持続的に利用する観光のあり方として、近年ではエコツーリズムと いう言い方・概念がしばしば使われる。エコツーリズムとは、自然地域を 対象(目的地)とした、環境保全と地域住民の利益の維持とを両立させる 責任を負う観光である110。要するに、地域の自然資源を損なわない、それ とともに地域住民の経済などの利益を保つ持続可能な観光であると理解で

エコツーリズムは、基本的に自然の豊かなところが対象になるが、日本においては、人の影響を受けていない自然地域はほぼ存在しないので、単に観光利用を制限するという話にはとどまらず、自然地域内あるいは周辺地域に住む住民や当該社会との関わり方がむしろ問題になる。持続可能な観光業や、その波及効果を期待する域内産業は、地域への経済効果・雇用効果を強く期待し、利用に対して寛大な姿勢をとりやすく、一方で観光者の増加は確実に環境への負荷を高めている。保護行政に関わる立場や、自然保護的な研究者や市民団体は、環境悪化への危機感を募らせ、保護の徹底を図ろうとする。もとより、利用を重視する立場にとっても、当該地域の観光が、自然公園の「自然」に依拠しているので、それが損なわれてしまえば、元も子もなくなってしまうためで、自然保護を軽んじることはできない。また、保護と観光利用が熱い議論になったとしても、地域には保護関係者と観光関連業者のみが住んでいるのではなく、いろいろな住民が、対象となる自然とさまざまな関わり方をしながら生活している。豊かな自然が残っているところは、たいていは中山間地域なので、過疎や高齢化な

きよう。

ど、地域には保護と利用をめぐる議論以外に、重要な政策課題が山積して いる。

エコツーリズムはこのような地域の文脈の中で、構想され、実施されている。エコツーリズムをめぐって、さまざまな問題が生起するけれども、それらの問題は、それぞれ個別の現場の事情をふまえた上でなければ、何が問題になっているか理解できないし、具体的な解決策を見いだせないであろう。

本研究では、日本の世界自然遺産の一つである屋久島を事例として、か つ、エコツーリズム推進法に根拠をもつ特定自然観光資源12)とすることが 検討されている島内の3地区に焦点を絞り、それぞれの地区において、自然 資源の保護と観光利用をめぐって、いかなる議論がなされているのかを、 整理する。屋久島は、現在、年間40万人の観光者を迎え入れており、観光 は島の主要産業の一つになっている。鹿児島県は屋久島の振興計画として 「屋久島環境文化村構想」を掲げ、エコツーリズムを地域づくりの柱にして いる。世界自然潰産に登録され、多くの人が島を訪れるようになった反面、 入山者増による環境への負荷などが問題になり、利用ルールの乱れが問題 視されている。屋久島におけるこれらの論点を整理した上で、本稿では、 行政、ガイド、地区住民、保護団体ら、利害関係を異にする各関係者の主 張の相互関係を示し、結果として進められつつある観光利用のルール作り の特徴を明らかにする。それをふまえて、屋久島において、どのようなエ コツーリズムが志向されているといえるのか、および、そのよい点・問題 点は何かについて論じる。異なる立場の関係者の事情や意向に注目するの は、エコツーリズムは、多様な関係者の思いや行動のせめぎ合いの中から、 各現場におけるエコツーリズムの概念設定を含めた受容がなされるもので あり、そのために地域ごとに異なるエコツーリズムが成立していると考え るからである。屋久島のエコツーリズムを特徴づけることで、理念として のエコツーリズムとの相違を検討し、エコツーリズム一般の議論を深める ことにも寄与しうる。

以上の目的意識に基づき、本稿では、Ⅱで屋久島のエコツーリズムの概況をまとめ、Ⅲにおいて特定自然観光資源の対象と考えられている縄文杉登山ルート地区、西部林道地区、永田浜地区の3事例につき、環境管理上の問題とされていること、それをふまえて検討されている利用ルールの要点、

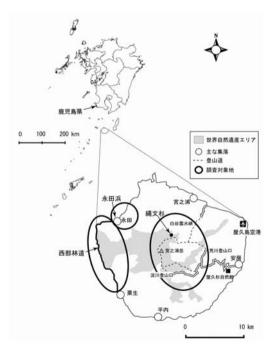
およびルール作りに関わる各関係者の立場や考え方を整理する。IVでは、3 事例から読み取ることのできる屋久島のエコツーリズムの特徴について考察する。最後にVで自然保護と観光利用のバランスをとる上で留意されるべきことについて論じる。

|| 屋久島におけるエコツーリズム

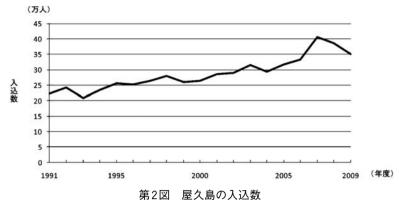
(1) 屋久島の概要

屋久島は、九州本島最南端から南方約60㎞、東シナ海と太平洋の間に位置(第1図)し、周囲132㎞、面積は約5万haのほぼ円形の島である。島の中心部には、九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)を主峰とする山岳が連座し、年間降水量は4,000~10,000㎜と多い。樹齢数千年に及ぶ巨大なヤクスギを含む原生林や、海岸付近の亜熱帯植生から暖温帯植生、温帯植生を経て、山頂付近の亜高山帯植生に至る多様な植生の垂直分布がみられ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などが生育・生息している。

屋久島は、1993年に世界自然遺産に登録されて以降、観光者が右肩上が



第1図 研究対象地域



資料:種子屋久観光連絡協議会のデータにより作成

りに増加し年間40万人に達し(第2図)、観光業が島の重要な産業となっている。1993年3月に鹿児島県は、屋久島の振興計画として「屋久島環境文化村構想」を掲げ、エコツーリズムを地域づくりの柱とした。エコツーリズムの担い手として多くの職業ガイドが活躍していることは、日本の他の観光地と異なる屋久島の特徴の一つである。ガイドは、約200名に及び、その8割がU・Iターン者である¹³。

(2) 自然保護と観光をめぐる諸問題

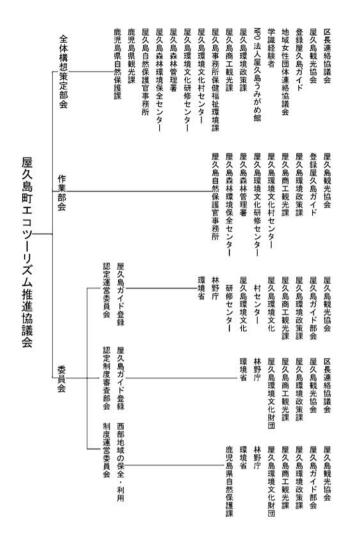
屋久島は、国立公園や世界自然遺産に指定されており、屋久杉などの原生林や固有種など絶滅のおそれがある動植物の自然的価値が高く、自然保護が重視されている。屋久島のエコツーリズムは、この豊かな自然があるからこそ成り立っている。しかし、観光者が増加すると、オーバーユースが問題となり、自然環境の破壊が懸念されるようになった。特に観光者が縄文杉など山岳部の特定の場所に集中するため、登山道の荒廃や、大量のし尿の地下への浸透や漏出などといった自然への負荷が生じるとともに、過度な混雑など、自然資源を利用する観光者にとっても不愉快な状況が生じるようになった。観光者が山岳部に集中するが、一方で近年、観光の対象地が照葉樹林、海、川などへと広がり、照葉樹林などへの環境負荷の増大や自然破壊が懸念されるとともに、住民の生活の場である海や川などが観光に利用されることで、生活環境が乱されると、観光利用者と住民との間でトラブルが生じるようになった。

(3) エコツーリズムの推進体制

このような状況に対し、2004年9月に、屋久島町を中心とする15団体によって、「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」が組織され、屋久島ガイド登録・認定制度づくり、里のエコツアーの開発、西部地域の保全・利用の在り方などが議論されるようになった。その後、この協議会は、2008年4月から施行されたエコツーリズム推進法を受け、2009年8月から「屋久島町エコツーリズム推進協議会」として再編された。

第3図に、屋久島町エコツーリズム推進協議会の推進体制を提示した。エ コツーリズム推進協議会は、策定部会、作業部会、委員会という3つのユニ ットから構成され、それぞれ異なる委員が任にあたり、各種問題に取り組 んでいる。全体構想策定部会は、屋久島環境政策課など関係機関団体から 組織されている。この部会では、主に屋久島の喫緊の問題として、登山客 の集中によるトイレ問題や、混雑などの問題が生じている縄文杉登山ルー ト地区、新たな観光資源として注目されている西部林道地区、地域住民や NPO法人等により、ウミガメ観察会とウミガメ保護活動が行われている永 田浜地区の3つの地域をエコツーリズム推進法に基づく「特定自然観光資源| に指定することが検討されている。特定自然観光資源に指定されると、人 数制限や、罰則など厳しい規制を法的根拠をもってかけることができ、自 然観光資源の保護や、有効に利用することができる。作業部会は、屋久島 自然保護官事務所などの関係団体から構成され、屋久島環境政策課に事務 局が設置されている。作業部会では、屋久島地区エコツーリズム推進協議 会で議論されてきた屋久島ガイド登録・認定制度づくり、里のエコツアー の開発、西部地域の保全・利用ルールなどが引き続き議論されている。委 員会では、屋久島ガイドの登録・認定制度と西部林道地区を案内できるガ イドの認定に関して検討されている。

屋久島のエコツーリズムは、はじめは鹿児島県が地域の振興策としてエコツーリズムを推進したものの、その後の観光者の増加により各種問題が起こったため、現在は環境省、林野庁、屋久島町など行政機関を中心とし、特定自然観光資源への指定など自然保護を重視したとりくみに重きをおいて展開されている。



第3図 屋久島町エコツーリズム推進協議会組織 資料: 鹿児島県庁環境保護課の資料より作成

Ⅲ 「特定自然観光資源」化をめぐる議論と関連主体

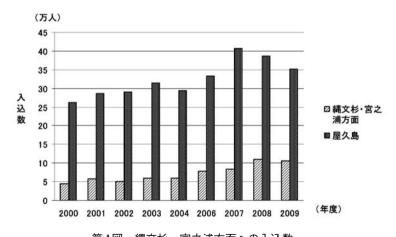
本章では、屋久島町のエコツーリズム推進の全体構想において、エコツーリズム推進法に基づき、特定自然観光資源に指定することを目指している縄文杉登山ルート地区、西部林道地区、永田浜地区の3事例を通して、環境管理上の問題とされていること、それをふまえて検討されている利用ル

ールの要点、およびルール作りに関わる各関係者の立場や考え方を明らかにする。

(1) 縄文杉登山ルート地区

縄文杉登山ルートは、日帰りツアーが全体の90%以上を占め、所要時間は約10~14時間である。登山者1人当たりのガイド料金は、ガイドによりいろいろな料金体系になっているが、おおむね12,000~15,000円である。縄文杉のエコツアーガイドは、屋久島観光協会か屋久島地区エコツーリズム推進協議会(あるいは両方)に登録されており、それぞれのホームページを通して詳しく紹介されている。登録ガイドの半分以上が縄文杉ツアーを行う。登山者は宿から荒川登山口までガイドの車に乗り、そこからガイドと一緒に歩いて登山する。駐車場がないため、車は道沿いに一列に並んで停めることになる。登山道の幅が狭く、登山者は一列に並んで歩き、混雑時にはすれちがいや追い越しが難しくなる。

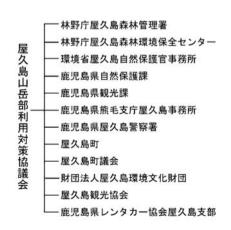
第4図で示したように、近年屋久島を訪れる観光者の多くは縄文杉登山ルート地区に集中し、屋久島の入込数の40%を占めている。なかでも、ゴールデンウィークなど、一日1,000人を超える日もある。このような過度な観光利用により、トイレ問題、登山道の荒廃などの自然環境への負荷と、車



第4図 縄文杉・宮之浦方面への入込数 資料: 鹿児島県庁環境保護課の資料より作成

注: 2005年度は欠損。なお2006年度より以前のデータは試験的調査のデータに基づく ため、2004年度までと2006年度からの数字は連続的にはとらえられない。 や人の混雑による利用者の不愉快などの問題が生じている。

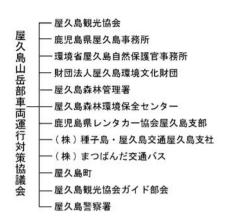
トイレ問題とは、このルートにおいて、混雑時にトイレの待ち時間が1~ 2時間となることや、し尿が溢れだすことにより生態系への悪影響や、住民 の生活水源の汚染が生じること、またし尿処理コストや人手を確保する上 での困難などである。この問題に対し、林野庁、環境省などを中心とした 12団体が「屋久島山岳部利用対策協議会」を立ち上げ(第5図)、山岳保全 墓金と、携帯トイレの導入を実施した。トイレ問題や山岳保全墓金活動に ついて、環境省の自然保護官は次のように述べる。「登山口のトイレが1時 間待ちで、トロッコ口の終点にあるトイレも30分から1時間待ちです。縄 文杉の近くの高塚のトイレは一番ひどいとき、汲み取っても1週間持たない ペースでいっぱいになってしまいます。人も増えて量も増えるので、これ ではいかんということで、去年の4月から山岳保全募金というのをスタート させて、それを里まで下ろす事業を始めたのです。せっかくトイレをつく っても、維持管理が必要です。トイレは国が作ったものの、維持管理は地 元になってしまいます。維持管理について、今、町の状態もよくないので 維持管理費を出せなかったのですが、去年、山岳保全募金が始まったので、 ある程度維持管理費も見込めるようになりました。利用人数をある程度決 めることができないと、トイレの制限も難しいですね。」¹⁴⁾ 山岳保全募金 は、トイレの維持管理費の重要な財源であり、それに加え、トイレ問題を



第5図 屋久島山岳部利用対策協議会組織 資料:屋久島山岳部利用対策協議会資料より作成

解決するためには、特定自然観光資源に指定して法的根拠をもつ人数制限 が必要であるという認識をもっていることがわかる。一方で、ガイドは、 「入島税の話も全然進んでいない。できたとしても、役所がどう使うかは分 らないから信用できない。日食ツアーの時も金をとったが、どう使われた のか分らない。 \mid という 15 。ガイドの中には、行政が行っている募金は、自 然保護のために使われているか、不信感を抱いているものがいる。また、 携帯トイレの導入や、さまざまなルールに関しては、「ルールが決まれば、 我々にも話がくると思います。そうなるとルールに乗っ取ってやると思い ます。例えば、山や川では、絶対にオシッコやウンコはやめましょうとい う話です。簡易トイレは一個500円になると思います。我々ガイドは自然が 好きだから、これには賛同すると思いますね。資源があっての観光業だと いうことは我々が十分に分かっています | 16) と述べている。つまり、豊か な自然があるからこそ、ガイド業が成り立っているということを十分認識 しており、自然資源の保護のためのルールは必要であり、それにガイドは 協力するという意志が示されている。また、ガイドの中には、年間約200日 間出動するなど、オンシーズンに休みなく働く一方で、オフシーズンには、 環境省のグリーンワーカーとして登山道補修などのボランティア活動に従 事したり、し尿搬出に協力したりするものもいる。また、日雇いの登山道 整備など、自然公園メンテナンスに関わる仕事について生計の足しを得る こともある。環境を管理することは、季節労働であるガイドにとって収入 源のひとつになっている。

車や人の混雑を緩和するため、環境省、屋久島町、屋久島観光協会などを中心とした12団体が、「屋久島山岳部車両運行対策協議会」を設置した(第6図)。具体的な対策としては、2010年度は、3月1日~11月30日の間の275日間は、荒川登山口への車両乗入れを禁止し、屋久杉自然館と荒川登山口の間でシャトルバスを運行することである。ガイドは、屋久島観光協会と屋久島地区エコツーリズム推進協議会両方に登録しているのが条件で、一ヶ月の定期券は5,000円(往復券は1,700円)だが、自分が案内する観光者だけではなく、シャトルバスでの移動に際して、登山者全体の世話もすることが求められている。ガイドからは、「縄文杉はルールがどんどん厳しくなっている。木道を作って、しっかりしたガイドをつければ、それで環境が守られるはずだ。人数制限や認定制度は営業妨害だ。」17)という意見



第6図 屋久島山岳部車両運行対策協議会組織 資料:屋久島山岳部車両運行対策協議会資料より作成

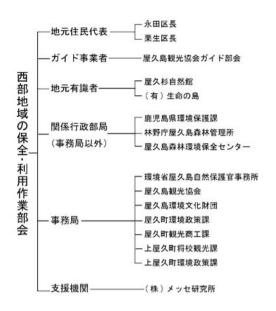
も出される。このように、縄文杉登山ルート地区の利用調整における利用制限など各種ルールづくりにおいて、保護行政とガイドの利害調整を基本的に論点として議論が行われている。

(2) 西部林道地区

屋久島の観光者は、縄文杉登山ルート地区に集中する一方、総数が増えつづけるなかで観光の対象地が照葉樹林、海、川などに広がっている。西部林道地区はそのような新しい観光対象地のひとつである。ここでは、照葉樹林を歩いて体感することが中心であり、林道から海岸まで降りる約4km、6時間かけて、ゆっくり歩くツアーが提供される。林道の途中まで自動車で行き、そこで車を降り、林道をはずれて、林の中を海岸まで下っていくことになる。特に登山道や散策道が整備されているわけではない。ツアー料金は、1人あたり約13,000円である。縄文杉のエコツアーと比べるとゆっくり歩くことができる。

西部林道地区には、林道以外に登山道等が整備されていないため、観光 者増加による植生物への踏圧をはじめ生態系への影響が懸念されている。 また、ヤクザルへの観光者による餌づけの問題や、直接観光者と関係ない がヤクシカの採食による植生への影響も問題になっている。そのため、環

-(31)-



第7図 西部地域の保全・利用作業部会組織 資料:西部地域の保全・利用作業部会資料より作成

境省、屋久島観光協会などを中心とした関係機関で、「西部地域の保全・利用作業部会」を設置した(第7図)。具体的なルールづくりでは、人数制限と西部林道地区を案内できるガイドの認定に関して議論が進められている。人数制限は、ガイドが案内している観光ポイント毎に、一日25人、一つのグループは、ガイド付きで7人までに限定するという。そして、西部林道地区を案内するガイドに、入林届やガイドするときに自然環境の悪化などへのモニタリングの義務を付けることが検討されている。西部林道地区をフィールドにすることができるガイドを認定すべきとの議論もあり、この地区に入れるガイド自体を制限することが考えられている。

一日25人という人数制限に関しては、西部地域の検討委員会の委員(西部林道地区のガイド)は、「観光協会のガイド部会(観光協会の登録ガイドから構成されている)でいろいろ議論して、西部林道地区のエコツアーを案内しているガイドがデータを出し合い、最大25人ぐらいだと自然環境に影響がないだろうと決めた」と述べている。西部林道地区の利用調整のルールは、ガイドからの提案で作られている面もある。

ガイド認定では、西部林道地区の植生、動物、人びとの生活との関わり

との説明ができ、そのうえ、屋久島観光協会と屋久島地区エコツーリズム 推進協議会両方に登録され、なおかつヤクシカ、ヤクザルへの餌づけ、そ れらによる自然環境への影響等をモニタリングすることを義務づけた「ス ーパーガイド | (ガイドの中の選ばれたガイド) の認定をするということで ある。しかし、ガイドの資格認定に関して、地元出身のガイドが「西部林 道もよく使っている。許可制になるらしい。7人までが上限で、ガイドつき であることが条件だ。5年かけて話し合ってきたけれども、まとまっていな い。認定ガイドの話ももめている。誰が認定するのか、何を評価するのか、 この話し合いの場では、しょっちゅう喧嘩になる。自然の科学的解説がう まくできなくても、屋久島の暮らしとか、昔の話をすれば、お客さんは喜 んでくれる。それを認めないというのか、屋久島弁しかしゃべれない人は ガイドになれないのか、といった不満がこの島で生まれ育って、ガイドに なった者からでてくる | と述べている ¹⁸⁾。また、その他のルールづくりで も、屋久島地区エコツーリズム推進協議会では、「ガイドが、川の上流にい いところがあるよと、お客さんを連れて行ってしまう。地元の人たちが飲 料水として使っている水路などを平然と通ったりもする。また、気くばり なく車を止めて、農作業の迷惑になることもある。地元住民は、このよう なことをルールに入れろといってくるが、ガイドは、そんなことは常識だ からルールに入れなくていいと反論する | という話も聞いた¹⁹⁾。屋久島の 観光が、西部林道地区や海、里地などへと広がるにつれて、自然環境への 悪影響という懸念にとどまらず、ガイドと地元住民という新たな対立構図 が生まれている。

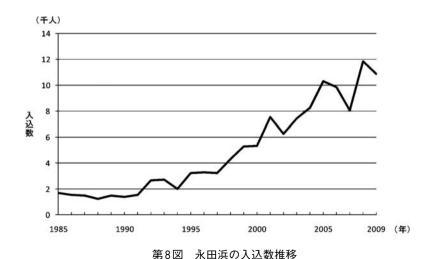
海や川を利用するガイドが、「5月に集落の祭りがあるのですが、その祭りで、地元住民に無料でカヤックに乗っていただく体験をしてもらっています。地域の住民にカヤックの楽しさを分かっていただき、それで皆さんのご理解を得るといったことを工夫しています。…また、我々がガイドをして頂いたお金で、ガソリンとか、食料品とかを買うと経済的にみんな潤っていきます」²⁰⁾というように、屋久島のU・Iターンガイドが地元住民との関係を良好に保つことに大きな注意を払っていることも少なからずある。ガイドが、自ら地元住民との交流を試み、島の観光利用と環境保護を地元住民と一緒に考えようという思いをもち、屋久島のエコツーリズムを普及させて観光業の裾野を広げていこうとしていることも注目すべきであ

る。必ずしもU・Iターンガイドが地元住民と対立するわけではなく、地区や状況に応じて多様な関係が築かれている。

(3) 永田浜地区

永田浜は、屋久島の北西部に位置する永田集落(人口533人)にあり、前浜、いなか浜、四ッ瀬浜の総称である。毎年の4月下旬から8月上旬にかけて多くのウミガメが産卵のために上陸し、7月上旬から9月下旬にかけて、ふ化した子ガメが海に帰る。アカウミガメの上陸数においては、日本全体の30~40%を占め、北太平洋の最大のアカウミガメの産卵地となっている。このため、ウミガメを保護する上で非常に重要な場所として、2002年に霧島屋久国立公園に指定され、2005年にラムサール条約に登録された。

一方で、第8図で示したように、屋久島の新たな観光地として注目を浴び、訪れる観光者が年々増加し、2008年の入込数は世界自然遺産に登録された1993年の4倍となった。しかし、観光者の増加により、ウミガメの産卵やふ化への影響や、観察ルールの乱れが問題となっている。これに対し、環境省、永田ウミガメ連絡協議会、NPO法人屋久島うみがめ館を中心とした8団体が永田浜ウミガメ保全協議会を設置し(第9図)、「ウミガメ観察ルール」(第10図)づくり等を行っている。



資料:NPO法人うみがめ館の資料より作成 注:いなか浜と前浜の合計数である。前浜は1995年からの統計である。

永田ウミガメ連絡協議会 田浜ウ NP0 法人屋久島うみがめ館 一財団法人屋久島環境文化財団 三ガー 屋久島観光協会 一屋久島町環境政策課 一庭児島県屋久島事務所 一庭児島県自然保護課 環境省屋久島自然保護官事務所

第9図 永田浜ウミガメ保全協議会組織

資料:2009屋久島永田浜ウミガメ観察ルールガイドにより作成

ウミガメ観察ルール

- ・観察会に必ず参加する
- ・ウミガメ保護柵内には立ち入らない
- ・焚き火をしない
- ・キャンプをしない
- 5月15日~7月31日(産卵期)に訪れる方は 必ず観察会に参加すること

「ウミガメ観察会」一永田ウミガメ連絡協議会

開催時間: 20:30~23:00(20:00~20:30までに集合)

開催場所:永田いなか浜

協力金:大人700円、高校生500円、中学生以下無料

定員:80名(事前の予約が必要)

8月1日~8月31日(孵化期)に訪れる方は「うみがめ館」で事前レクチャーを受けること

開館時間:20:00~22:00

入館料:中学生以上 200 円、小学生 100 円、幼児・島内無料

夜間ウミガメ観察をする時に守るルール

- 1. 事前にレクチャーを受けよう
- 2. スタッフの案内に従ってください
- 3. 光を消して
- 4. むやみに歩かないで、騒がないで
- 5. ウミガメに触らないで
- 6. カメラ、ビデオ撮影は行わない
- 7. 酒類は持ち込まないで
- 8. 喫煙はしないで
- 9. ゴミは持ち帰ろう
- 10. 観察会や夜間開館終了後は浜に立ち入らないで

第10図 ウミガメ観察ルール

資料:2009屋久島永田浜ウミガメ観察ルールガイドより作成注:2009年の観察ルール。ルール化の過度期のため毎年見直されている。

ウミガメ観察ルールは、主に、ウミガメ連絡協議会、NPO法人ウミガメ館、環境省3団体がウミガメ保護のために策定したものである。ウミガメ連絡協議会は、永田集落の住民から構成され1995年に設立した組織で、永田浜の清掃などウミガメの保護活動とウミガメ観察会を開催している。観察会は事前予約制で、毎年の5月15日~7月31日の期間で、20:30~23:00の間で行われている。観察会の定員は80人で、協力金として大人700円、高校生500円を徴収している。NPO法人屋久島うみがめ館は、屋久島の自然を守ろうと1985年に、地元の若者たちが立ち上げた組織²¹⁾で、ウミガメの生態調査から始め、現在は、ボランティアを中心に、ウミガメの保護活動や生態調査に取り組んでいる。

ウミガメ観察会への参加希望者は、まず電話でウミガメ連絡協議会にて 予約をする。予約の後、現地に行き受付けを行う。受付けは20:00~20:30 の間、いなか浜の横にある小屋で行っている。受付けが終わったら、ウミ ガメの観察ルールや生態に関してビデオでレクチャーを受けながら、ウミ ガメの上陸を待つ。ウミガメが上陸したら、スタッフの誘導で一列に並ん で産卵場所にむかう。ウミガメの後方から数人ずつ順番に産卵の様子を観 察する。ライトはスタッフが方向を示すために小さく灯すだけである。

ウミガメ観察ルールでは、観察 定員を80人と限定しているが、 2009年度のウミガメ観察会では、 第1表のように、実際には定員の 80人を超えている。定員オーバー に関して、ウミガメ連絡協議会で は「ウミガメの保護のために80 名という定員の数がありますが、 当日キャンセルするお客さんもい ます。だけど、予約なしで浜に子 どもを連れてくるお客さんもいる

んですよ。そこで、子どもだけで

第1表 ウミガメ観察人数

カース ノマガア 配示八奴	
年 度	入 込 数
2003	4,929
2004	5,282
2005	6,239
2006	5,598
2007	5,252
2008	7,735
2009	6,977

どもを連れてくるお客さんもいる 資料:ウミガメ連絡協議会のデータより作成

もいいから見せてくれないかと頼んできます。それは、なかなか断れないですよ。あるいは、入れてくれないなら、自分勝手に入りますというお客さんもいるんですよ。今のルールでは、浜に絶対入ってはいけませんとい

うことはいえないですね。また、ウミガメ連絡協議会の経費面からも、定員80名だと非常に厳しいです。運搬費、人件費などいろいろあります」と述べている²²⁾。つまり、ウミガメ観察ルールはあくまでも、地域の自主ルール(法的根拠がない)であるためや、人情的に強く断れない場合もあるし、80名に限定すると、浜のゴミの運搬や処理などウミガメ保護のための資金が足りないという理由もあって、必ずしも徹底されてこなかった。また、ウミガメ観察会のスタッフは、永田集落の住民だけで、全体で23名(一日のスタッフは約12名)が参加し、自分の都合で交互に働いている。スタッフは集めやすく、ウミガメ観察会は、永田集落の人びとの交流の場にもなっている。

この状況に対し、保護団体である屋久島うみがめ館は、定員80人を超えると、ウミガメの生態に影響が出るから、ルールを厳守すべきと強く主張する。そして、永田浜ウミガメ保全協議会に、「屋久島環境村センターで受付や事前レクチャーを行い、整理券を発券し、半券を現場で徴収するシステムや、観察会終了時23:00以降から朝までの監視人の雇用などが必要である…」という「要望案」を提出した²³⁾。協力金の使う用途をはっきりさせ、ウミガメ保護活動のためにもっと使うべきで、そのためには、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源への指定が必要であり、また地域住民はウミガメ保護の必要性をもっと理解すべきであると主張する。うみがめ館の調査では、うみがめの上陸数は、いなか浜で減少する一方、前浜で増えているという。これは人為的な影響であり、永田浜以外、例えば、栗生でもウミガメに人為的な影響が出たという。従って、ウミガメの保護のためのルール等に関しては、永田浜だけではなく、島全体のスケールで議論すべきであるという。

また、一部のガイドやタクシーの運転手なども永田浜のウミガメ観察を独自に観光者へ提供する場合がある。ガイドがつれてきてウミガメ連絡協議会に託すのであれば問題ないが、視察ルールを無視して客を案内することも多く、その場合、ウミガメへの配慮が十分になされているか保証できない。ガイドが永田浜に観光者を連れていくことに対して、タクシー会社は、ガイドによる白タク行為と批判し、タクシー運転手が永田浜まで観光者を連れていくことに対して、ガイドは、ガイド料金をガイド団体に無登録で勝手に徴収していると相互に批判し合う状況も生まれている。

ところで、永田集落で屋久島町エコツーリズム推進協議会によって、屋 久島を訪れる観光者の縄文杉など特定の場所への集中を分散させるため、 里のエコツアーを開発・普及することも模索されている。しかし、実際に は観光者が十分に集まらず、経費が捻出できなかったため、試験的なとり くみから先には進んでいない。

永田浜は、国立公園への指定や、ラムサール条約に登録などウミガメ保護において非常に重要な場所である。すでに、永田浜ウミガメ保全協議会では会議を重ね、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源化を前提としたウミガメ観察ルールを検討している。その中で、環境省が各関係者の調整役を担って会議を進めている。これまでの議論をふまえると、今後のウミガメ保護活動において、屋久島環境文化村センターなど島にある県や町の行政機関が積極的な役割を果たすことになると考えられている。

Ⅳ 屋久島の自然保護と観光利用をめぐる議論の構図

屋久島は、世界自然遺産の島であり、その自然を保全するために国立公園や自然生態系保護地域が設定されている。自然保護・管理の立場からのまなざしが、世界や国、県のレベルから注がれている。当然、島内の住民目線からの自然保護・管理の意識もある。一方で、県や町の次元では、ただ、世界的に価値のある自然を守るということではなく、それを活用して、地域振興につなげていくことができなければ、自然を守る意味がなく、住民の理解も得られない。屋久島の豊かな自然を守り、それを大切にする生活文化、観光文化を創出し、それがこれからの屋久島を支える産業の一つになっていく(あるいは産業の一つに育てていく)というのが、環境文化村構想に込められた精神である。

しかし、実際に観光者が右肩上がりで増えていく中で、本来の保護の立場からみて、ゆゆしき問題が出てきたため、「利用の制限」が現実的な課題として議論されることになった。屋久島において、いかなるエコツーリズムを実践すべきか、という理想論ではなく、現出している問題に対処するという現実問題が、議論の出発点になっている。「利用の制限」については、環境負荷を軽減するという本来的な意図と、屋久島のエコツーリズムが成長してくるなかで、ガイドが増えてきたことに対して、ガイドの質の維持や過当競争への懸念も生じており、観光サービスのあり方とその提供体制

-(38)-

を問い直す思惑とが、重なり合って議論になっている。「利用の制限」について、保護行政とガイドの関係、およびU・Iターンガイドと地元ガイドの関係など複数の対立軸が絡み合いながら検討が重ねられている。

3事例を比較すると、このような構図はいずれの場合にもみられるが、 細部では三者三様の構図になっている。

縄文杉登山ルートは、屋久島観光の目下の目玉であり、多くの観光者が訪れている。自然保護の面や、観光者の快適さの面からもオーバーユースが問題になっている。ガイドの側からも管理の必要性は論じられているが、そのイニシアチブを誰が握るのか、ガイドの資格認定によるフィルタリングや費用負担の是非などが争点になっている。多くのガイドが、登山道の維持管理やし尿処理等にボランティアや臨時雇用として関わっていて、ガイドが生計を立てるうえでこの地区の役割は大きい。

西部林道地区は、屋久島の新たな観光スポットとして注目されている。 屋久島の野生動物研究者のフィールドであるとともに、海まで伸びている 保護地域の網がかかっている。保護地域の大部分は山中であるが、ここで は海岸付近までが保護対象になっていて保護の基準の厳しいところである。 対象地域内に住んでいる人はおらず、保護行政とガイド間の問題として論 点は整理できる。厳しい利用規制が検討され、資格認定された「スーパー ガイド」の案内による利用に制限しようという方向が検討されている。こ れに対し、ガイドの資格認定をめぐり、その是非や方法が争点になるとと もに、「照葉樹林は他にもある」と、ここ以外の照葉樹林帯の藪こぎ体験を させるガイドも現れている。これは下流住民とのトラブルや保護地域外の 照葉樹林を荒廃させる恐れを生じさせる懸念があり、西部林道だけ厳しく 管理すればすむ話ではないことがわかる。

永田浜地区は、他の2地区と違い、地元の自然保護団体があり、また、地区住民もコミュニティの活動としてウミガメ産卵地の保護と利用に関わっている。ラムサール登録湿地でもあり、保護の要請は強い。一方で、ここは新たな観光スポットとしても注目され、観光者が増え続けており、その結果として産卵・孵化への悪影響が出ている。ここでは、保護行政とガイドという構図ではなく、保護行政と地区組織、地域の保護団体の3者の協議体制があり、そこに利用者としてのガイドの意向も加味しなければならないという構図になっている。現状は厳しいものの、ウミガメだけに特化し

ない地域資源の観光化も試験的に試みられている。

以上のように、地区によって、関係者間の議論への関わり方は異なるけれども、基本的には「保護の論理」を中心に据え、エコツーリズムに就業の場、ないし補助的な収入確保の場を見いだした住民が、保護行政(国・県・町の各レベルがある)と利害調整している、またそれと並行して、新住民(U・Iターン者)と旧住民が住民間で利害調整しているというのが、屋久島での協議の実態といえる。そして、この協議を通じて利用ルールがつくられており、完全なトップダウンのルールというわけではない。また、ここで議論に参加する住民というのは、永田浜を除けばガイド(タクシー運転手やホテル・民宿業者等も含む)が中心になっている。

これは、喫緊の環境保全上の問題に対処するという現実問題が、議論の 出発点となり、具体的な検討事項が「利用制限」をめぐる議論であること と無関係ではない。自然公園・保護地域の自然管理を前提とした利用のあ り方を論じているので、やむをえないあるいは当然の展開であるといえる。

しかし、環境文化村構想を掲げる屋久島の自然保護と観光利用のあり方を考えるという点では、島の社会・経済との関わりや、自然資源の保護・活用がもつ島への波及効果などを十分にカバーしているか、と問えば、必ずしもそうなっていないと指摘できよう。そこには、聞き取り等で聞かれたような(現時点で直接利害に絡んでいない)住民自身の無関心や、永田浜での里のエコツーリズムなどの試みへの観光者の無関心もあるように思える。

例えば、屋久島エコツーリズム推進体制における屋久島町エコツーリズム推進協議会や、各種連絡協議会のルールづくりにおいて、地元のガイド、ウミガメ連絡協議会などを除けば、観光業に携わっていない住民の参加は非常に少ない。2009年11月18日と21日に行われた屋久島町エコツーリズム推進全体構想意見交換会においても、町民の参加が少なかった²⁴⁾。しかし、地元住民のなかには、島の自然環境の破壊を強く感じ²⁵⁾、ガイドや行政に対して不満を抱いている者もいる。その背景には、屋久島のエコツーリズムは、地域住民全体への波及効果が不十分で、直接観光業に関わらない住民にとって他人事のように受けとられていることがあるのではないだろうか。

V おわりに

地域社会の自然保護と経済貢献を両立する方法としてエコツーリズムが 大きな注目を浴びている。エコツーリズムの理念からすると、地域の自然 資源を保全しつつ、それを持続的に利用し、その利益を地域住民に還元す ることが要点であるが、実際にエコツーリズムを推進している地域におい ては、必ずしも地域の自然保護と地域住民への利益還元のバランスがうま くとれているとは限らない。

日本国内の自然資源に恵まれた観光地の多くで、観光振興策の1つとしてエコツーリズムが提唱されている。そこでは、エコツーリズムが地域にどのぐらいの経済的利益をもたらすのか、どのぐらい地域の産業にプラスになるかという発想を前提としつつ、あわせて、自然環境への影響を少なくすることに配慮するという姿勢がみられる。しかし、屋久島のエコツーリズムでは、これまでみたとおり屋久島の自然環境保全を前提としてエコツーリズムのあり方や運用をめぐる議論が行われ、産業振興としてのエコツーリズムはあまり具体的な議論がなされていない。ただし、屋久島が特別というものではなく、屋久島のように豊かな自然を守ることが強調されているところでは同様な議論の構図になっていると考えられる。

ある地域において、エコツーリズムを構想し、それは具体化するためには、自然環境の保全と地域社会への経済的波及効果のバランスをとることを重視した、当該地域におけるエコツーリズムをいかなるものとするのかについて関係者や住民らの認識を共有することが必要で、そのためには、エコツーリズムをめぐる議論を重ねることが望まれる。しかも、その際に、誰が議論に参加するのか、協議を行う組織・体制づくりをどうするのかという地域における参加の枠組みと参加機会の保証、さらに広範な関係者をまきこむための参加の呼びかけを促すことが必要である。特に、エコツーリズムに直接的に関わりがない住民を議論に呼び込み、参加を促すことが重要である。地域住民への利益還元がなければ、エコツーリズムが地域社会で長期的に、持続的に発展し続けられないと考えられるからである。エコツーリズムを進めるにあたって、環境保全や短期的な経済効果といった地域が直面した当面の課題を解決するために、エコツーリズムを手段として利用するという対症療法的な対応のみならず、広範な住民や関係者をまきこみ、長期的な視点にたって、地域における自然と社会の関わりを再構

築するようなとりくみが求められる。

「付記]

本稿は、平成19年度~21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された広島大学大学院総合科学研究科「文理融合型リサーチマネージャー養成プログラム」の一環として行った調整・実習をもとにしています。現地調査の際に屋久島役場をはじめとする行政機関、NPO法人屋久島うみがめ館、ウミガメ連絡協議会、ガイドなど各関係者の方々に多大なるご協力を頂きました。厚く御礼申し上げます。また、本研究ではフンク・カロリン先生にご指導・ご協力をいただきました。なお、本稿の骨子は、2010年地理科学学会春季学術大会(於:広島大学)で発表しました。

注

- 1) 自然公園とは、すぐれた自然景観を保全し、かつ多くの人々の観光・休養などに活用する目的で国が指定した地区。この制度はアメリカで1872年に指定されたイエローストーン国立公園(Yellowstone National Park)に始まるが、現在ではNational Park Systemとして多様な保全地区を包括する制度となっている。日本では、1931年に国立公園法が公布、1934年に最初の地区指定が行われたが1957年にこれを自然公園法に改め、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類とした。以上は、浮田典良編『最新地理学用語辞典「改訂版!』原書房、2004、116頁による。
- 2) 現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。1980年に国際自然保護連合(IUCN)が国連環境計画(UNEP)の委託により作成した「世界環境保全戦略」に取り上げられたことで定着。1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)においては中心的な考え方として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」に具体化された。以上は、地球環境研究会編集『地球環境キーワード事典』、中央法規出版株式会社、2008、129-130頁による。
- 3) 小森繁樹「ガラパゴス諸島はいかにして危機遺産になったのか 途上国の保全と世 界遺産委員会の役割」環境と公害、38-2、2008、30-36頁。
- 4)(1)橋本俊哉・真板昭夫「ガラパゴス国立公園における訪問者の管理システム」立教大学観光学部紀要、3、2001、15-22頁。(2)西原弘「ガラパゴス諸島危機遺産リストへ」、660、2008、23-25頁。(3)危機遺産とは、武力紛争、自然災害、大規模工事、都市開発、観光開発、商業的な密猟などにより、その普遍的な価値を損なうような重大に危機にさらされている遺産が、「危機にさらされている世界遺産リスト(危機遺産リスト)」に登録されることである。社団法人日本ユネスコ協会連盟のホームページhttp://www.unesco.jp/contents/isan/crisis.htmlによる。2010年7月28日検索。
- 5)(1)スーパー林道をはじめとする山岳道路問題については、日本自然保護協会『自然

保護NGO半世紀の歩み上』平凡社、2002、147-157頁。(2)大規模林道については、山を考えるジャーナリストの会編『ルポ東北の山と森』緑風出版、1996、14-82頁。その他、多くの報告がある。

- 6)(1)日本自然保護協会『自然保護NGO半世紀の歩み下』平凡社、2002、55-61頁。(2) 島津弘・福田武志「日本の山岳観光地「上高地」の現状と課題」地理41(7)、53-59頁。 (3)島津弘「観光客の行動がからみた自然公園利用の現状と問題点」立正大学人文研究 所報36、1999、29-45頁。(4)野口健『富士山を汚すのは誰か』角川書店、2008、203頁。
- 7) (1)井上孝夫『白神山地と青秋林道』東信堂、1996、223頁。(2)井上孝夫『白神山地 の入山規制を考える』緑風出版、1997、245頁。(3)日本自然保護協会『自然保護NGO 半世紀の歩み下』平凡社、2002、62-92頁。
- 8) 小野有五「シレトコ世界遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割」環境社会学研究、12、2006、41-56頁。
- 9)(1)小林昭裕・愛甲哲也『自然公園シリーズ2 利用者の行動と体験』古今書院、2008、262頁。(2)市川聡「世界遺産登録後の屋久島の課題とエコツーリズムの現状」地球環境、13-1、2008、61-70頁。
- 10) (1)2010年3月3日の鹿児島県庁環境保護課へのインタビューによる。(2)環境省は、 鹿児島大学の研究者とともに、赤外線カウンター機を使い、屋久島主要山岳部の利用 動向を把握している。例えば、一日で縄文杉方面入山者が1,000人を超える日もある。 そのため、環境省は、縄文杉快適登山日カレンダーを作っている。http://www.env. go.jp/park/kirishima/ywhcc/tozan/kaitekic.htm/ 2010年7月11日検索。
- 11) 1990年に国際エコツーリズム協会により示されたもので、英文では、Responsible travel to natural areas that conserves the environment and sustains the well-being of local people である。http://www.ecotourism.org 2010年7月10日検索。
- 12) 愛知和男・盛山正仁『エコツーリズム推進法の解説』ぎょうせい、2008、15-16頁。「特定自然観光資源」とは、エコツーリズム推進法(2007)第8条に基づいて、市町村によって保護の措置を講じるために指定される自然観光資源のこと。観光旅行者等の立入などの活動によって損なわれるおそれがある場合に、市町村が指定した区域内の立入制限などの規制措置を講じることができるとしている。なお、これらの規制措置に反した者に対して罰則を科すことができるとしている。屋久島の場合は、利用者数の制限等により、自然資源への負荷の減少、汚染・損傷を防ぐことなどができるということである。
- 13) 屋久島町の資料「行政視察資料 (エコツーリズム)」による。
- 14) 2009年2月23日の環境省屋久島自然保護官事務所へのインタビューによる。
- 15) 2010年2月28日の縄文杉ガイド (男性1名) へのインタビューによる。実際に縄文 杉エコツアーに参加しながらインタビューを行った。
- 16) 2010年3月1日のカヤックガイド (男性1名) へのインタビューによる。
- 17) 前掲15)

- 18) 前掲15)
- 19) 2009年2月23日の屋久島町役場職員(商工観光課安房支所男性1名、環境政策課 男性1名)へのインタビューによる。
- 20) 前掲18)
- 21) 大牟田一美『屋久島ウミガメの足あと』海洋工学研究所出版部、1997、237頁。
- 22) 2010年3月2日のウミガメ連絡協議会の会長(男性)と会計担当者(女性1名)へのインタビューによる。なお、会長へのインタビューは2009年2月22日にも行った。
- 23) 2010月3月1日のNPO法人屋久島うみがめ館のスタッフ (男性1名) へのインタビューによる。なお、2009年2月22日にも別のスタッフへのインタビューを行った。
- 24) 屋久島町エコツーリズム推進全体構想意見交換会報告書による。http://www.yakushima-town.jp/ 2010年6月18日検索。
- 25) 柴崎茂光·庄子康·柘植隆宏·土屋俊幸·永田信「世界遺産管理における住民参加の可能性-鹿児島県屋久島の島民意向調査から探る-」地球環境13-1、2008、71-80頁。